

平成30年6月29日

介護予防・日常生活総合事業を踏まえた暫定（予防）ケアプランの取扱い等について

瀬戸市高齢者福祉課

平成26年9月8日付「暫定（予防）ケアプランを「自己作成扱い」とする場合の取扱いについて」において、暫定ケアプラン等の作成について示していますが、平成29年度より「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という）」が開始となったことに伴い、以下のとおり取扱うことといたします。

1 月途中で区分変更等があった場合の介護予防・日常生活総合事業を踏まえた給付管理について

(1) 給付管理票を作成する者

月途中で要介護要支援状態と事業対象者をまたがる変更があった場合、現行と同様、月末時点での居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター（介護予防支援事業者）が給付管理票を作成する。この場合、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者が居宅サービス、介護予防サービスだけでなく、居宅介護支援事業者が介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス、総合事業サービスを含めた記載を、介護予防支援事業者が居宅サービス及び地域密着型サービスを含めた記載を行うことがあることに留意すること。

(2) 居宅介護支援費等の請求について

現行と同様、(1)において、給付管理票を作成した者のみが居宅介護支援費・介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費のいずれか該当する区分の報酬を請求する。

2 介護予防・日常生活総合事業を踏まえた暫定プランの取扱いについて

(1) 要支援と見込んでいたが、要介護又は非該当だった場合

暫定プラン	認定等の結果		暫定利用したサービス	サービス費用の請求	プラン作成費用の請求
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント	要介護 ^{※1}	申請日に遡って要介護とする場合	予防サービス	請求可（ただし、総合事業は現行相当サービスに限る。） ^{※2}	請求可 ^{※3}
			予防サービスと総合事業サービス		
			総合事業サービスのみ		
		認定日前日まで事業対象者とする場合	予防サービス	請求不可	請求不可
			予防サービスと総合事業サービス	給付サービス費：請求不可 総合事業サービス事業費：請求可	請求可（介護予防ケアマネジメント費）
			総合事業サービスのみ	請求可	請求可（介護予防ケアマネジメント費）
	非該当かつ事業対象者		予防サービス	請求不可	請求不可
			予防サービスと総合事業サービス	給付サービス費：請求不可 総合事業：請求可	請求可（介護予防ケアマネジメント費）
			総合事業サービスのみ	請求可	請求可（介護予防ケアマネジメント費）
	非該当かつ事業対象者でない		予防サービス	請求不可	請求不可
			予防サービスと総合事業サービス		
			総合事業サービスのみ		

- ※1 申請日に遡って要介護者として取り扱うか、認定日前日まで事業対象者として取り扱うか、どちらかを選択。
- ※2 総合事業のサービスは介護予防通所サービス、介護予防訪問サービス（現行相当サービス）に限り、生活支援通所サービス、生活支援訪問サービス（緩和型サービス）は請求できない。
- ※3 月末時点での居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター（介護予防支援事業者）が給付管理票を作成した場合、請求可能。認定日が申請日の翌月以降となり、給付管理票作成事業者が存在しない場合は、自己作成扱いとし、瀬戸市が給付管理票を作成（手続きは（3）へ）。

(2) 要介護と見込んでいたが、要支援又は非該当だった場合

暫定プラン	認定等の結果	暫定利用したサービス	サービス費用の請求	プラン作成費用の請求
介護	要支援	訪問介護・通所介護 以外のサービス	請求可	請求可 ^{※3}
		訪問介護・通所介護	請求不可 ^{※4}	請求不可
	非該当かつ事業対象者	訪問介護・通所介護 以外のサービス	請求不可 ^{※4}	請求不可
		訪問介護・通所介護		
	非該当かつ事業対象者でない	訪問介護・通所介護 以外のサービス	請求不可	請求不可
		訪問介護・通所介護		

※4 自己作成による総合事業のサービスの利用はできないため。4（2）留意事項参照

3 瀬戸市が給付管理票を作成する場合の手続き

	手順	備考
1	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」又は「介護予防サービス計画作成（変更）届出書」に必要事項を記載する。	・「居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼（変更）する事業者」欄に「自己作成」と記載。
2	記載した「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」と、介護保険被保険者証を持って高齢者福祉課へ提出する。	・介護保険被保険者証の「居宅介護支援事業者又は介護支援事業者及びその事業所の名称」欄に「自己作成」と印字される。 ・認定結果が出た月の月末までに提出する。（次月に給付管理業務を行うことが可能となる。）
3	支払いを希望する月の前月の5日まで（厳守）に以下の書類を高齢者福祉課まで提出する。 1) 暫定（予防）ケアプラン 2) 居宅サービスの実績が記載されたサービス利用票、利用票別表	・5日を過ぎると、その翌々月の支払いになるため注意。

4 留意事項

- (1) 認定結果を要支援と見込んでいたが、要介護の認定結果であった場合に、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスである、介護予防訪問サービス、介護予防通所サービスについては、請求を可能とするものであるが、緩和した基準によるサービスである、生活支援訪問サービス、生活支援通所サービスについては、請求できない。

よって、生活支援訪問サービス、生活支援通所サービスと給付サービスを組み合わせて利用した場合、申請日に遡って要介護とする場合は生活支援訪問サービス、生活支援通所サービスが、認定日前日まで事業対象者とする場合は給付サービスが全額自己負担となることに注意すること。

- (2) 総合事業については、ケアプランの自己作成によるサービスの利用はできないため、要介護の見込みで訪問介護・通所介護を利用する暫定プランを作成し、認定結果が要支援であった場合には、利用していたサービスが請求できないこととなる。

また、要介護認定の更新の場合も、認定日が、認定有効期間の満了日以降になり、認定結果が要支援だった際は、同様に、請求できないこととなる。

このような状況を避けるために、認定結果が出る前に、要介護・要支援の想定が困難な場合は、暫定で居宅サービス計画と、介護予防ケアマネジメントの両方の作成を、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）と居宅介護支援事業者で検討すること。

なお、要介護、要支援の想定が困難な場合において、居宅介護支援事業者と地域包括支援センター（介護予防支援事業者）で、介護予防支援業務に係る委託契約をあらかじめ契約しておくことで、居宅介護支援事業者が、暫定で居宅サービス計画と、介護予防ケアマネジメントの両方を作成することも可能である。

また、訪問介護・通所介護を利用している者であって、要介護、要支援の想定が困難な要介護者の更新申請は、特に早めに提出し、認定審査会の日程確認等を適宜行うこと。

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン

(P 6 9 (3) 介護予防ケアマネジメントにおける留意事項)

○ 総合事業における介護予防ケアマネジメントは、第1号介護予防支援事業として地域包括支援センターによって行われるものであり、指定介護予防支援事業所により行われる指定介護予防支援とは異なる。また、ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していない。予防給付において自己作成している場合は、現行制度と同様、市町村の承認が必要である（介護給付と異なる）が、加えてサービス事業を利用する場合は、必要に応じ、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにつないでいくことが適当である。

介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ&A

平成27年3月31日版第4問4

基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランにもとづいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。

(答)

要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護1以上になったことによる全額自己負担を避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。

お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うのか、事業対象者のまま取り扱うのかによって、以下の考え方となる。

- ① 要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため、総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。
- ② 事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。